

環境にやさしい農業の推進に係わる類似制度一覧表

制度名等	持続性の高い生産方式導入計画認定農業者 (エコファーマー)	しまねエコ農産物等表示ガイドライン制度	特別栽培農産物	有機栽培農産物	
根拠	持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律 (持続農業法) (平成11年7月28日法律第110号)	しまねエコ農産物等に係る表示ガイドライン (令和2年 5月制定)	特別栽培農産物に係る表示ガイドライン (平成4年10月 制定)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS法) (昭和25年5月11日法律第175号) 有機農産物の日本農林規格 (平成12年1月制定農林水産 省告示第59号)	
制度概要等	土づくり、化学合成農薬の低減、化学合成肥料の低減 の3つの技術を組み合わせた農業生産方式の導入計画 を知事が認定する。認定農業者(エコファーマー)は 農業改良資金の貸し付けを受けることができる。	農薬・化学肥料を慣行の5割以上削減した農産物を生 産者自らが自己確認して表示を行う	化学合成農薬・化学肥料の使用を慣行栽培の5割以下 に抑えて作られた農産物として、表示する際のガイド ライン。法的拘束力はないが、ガイドラインに基づく 表示を行う場合拘束される。 H16.4より新ガイドラインとなる。(ガイドライン上、 減農薬・減化学肥料栽培の表示は禁止事項)	国が認定する登録認定機関(民間の第三者機関)が認 定した「生産行程管理者」によって格付けがなされた 農産物。有機JASマークが貼付された物以外は「有 機栽培」等の表示はできない。 圃場が特定され、化学合成農薬・化学合成肥料の使用 はできない。	
制度の性質	目標とする計画の認定であり、生産された農産物が必 ずしも基準(3割減)になっている訳ではない。	県が島根県持続農業導入指針を基に定めたもの (県独自の表示ガイドライン)	生産・流通・販売に携わる者による「自己確認」の制 度。	第三者機関である登録認定機関が認定を行う信頼性の 高い制度。	
検査体制等	知事は実施状況の報告を求めることはできるが、検査 体制は確立されておらず、必ずしも3割減の農産物が 生産されているかどうかの確認はできない。	生産者の自己責任においてチェック (表示内容の根拠(生産記録や受払台帳等)を整備 し、求めに応じ常時説明できるようにする)	栽培確認者等による確認を行うのみ。	登録認定機関によりおおむね年一回の検査を実施。	
マーク・表示	・エコファーマーマーク ・認定番号を表示	・次のような表示を可能とする ・県で統一したマークは無し		有機JASマーク	
					
基準等	基準の策定等	都道府県(島根県)	島根県	地方公共団体が定めたもの又は確認したもの	国(有機農産物の日本農林規格に基づき認定基準は登 録認定機関が定める)
	(島根県に おける基準 等の名称)	島根県持続農業導入指針	しまねエコ農産物等表示ガイドライン	特になし(慣行レベルは島根県持続農業導入指針を運 用)	有機農産物の日本農林規格
	土づくり	導入指針により各作物の堆肥施用量(使用の目安)を 定めている。	ほ場の要件はなし	生産の原則に基づくが特に基準はなし 「土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させると ともに・・・」	生産の原則に基づくが特に基準はなし
	農薬・化学 肥料	慣行栽培の3割の削減(目安)	慣行栽培の5割以下	慣行栽培の5割以下	使用せず(使用資材の規程は登録認定機関)
	農薬カウ ント方法	有効成分回数(目安)	有効成分回数	有効成分回数	—
	削減する対 象となる農 薬等	・化学合成農薬(除草剤、殺菌剤、殺虫剤、植え付け前の土壌消毒剤、種子消毒剤)のうち、有機農産物JAS規格で使用可能な農薬(別表2にあげる農薬※2)を除くもの。※1 ※別表2のうち、展着剤はカウントしない農薬。			・農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であ って、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を組み合 わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物 を効果的に防除することができない場合にあっては、 別表2※2にあげる農薬のみが使用されていること。
	カウントし ない農薬	・有機農産物JAS規格:別表2に掲げる農薬※2 ※展着剤(ガゼイン又はパラフィン)を有効成分以外のものも全てカウントしない農薬) ・化学合成成分等が含まれない旨、知事に証明書の提出があった農薬			・有機農産物JAS規格:別表2に掲げる農薬※2
種子消毒及 び育苗期間 の農薬	基準に適合する種苗を使用すること。入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。			基準に適合する種苗を使用すること。入手が困難な場 合であり、かつ次のいずれかに該当する場合は、植え 付け後にほ場で持続的效果を示す化学的に合成された 肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除 く)が使用されていないものに対して、例外的に一般 の種苗を使用することができる。 (1)災害、病虫害により、植え付ける苗等がない場 合。 (2)種子の供給がなく、苗等のみ供給される場合。 組み換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。	

※1 この中であっても、化学合成による精製等が行われていないものであれば化学合成農薬としてカウントはしない。

※2 別表2に掲げる農薬…防虫菊乳剤及びピレトリン乳剤(ピペロニルブトキサイドを含まないもの)、なたね油乳剤、調合油乳剤、マシン油エアゾル、マシン油乳剤、デンプン水和剤、脂肪酸グリセリド乳剤、メタアルデヒド粒剤、硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、水和硫黄剤、石灰硫黄合剤、シイタケ菌糸体抽出物液剤、炭酸水素ナトリウム水溶液及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、硫酸銅(ボルドー剤調整用のみ)、生石灰(ボルドー剤調整用のみ)、天敵等生物農薬、天敵等生物農薬・銅水和剤、性フェロモン剤(害虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするもののみ)、クロレラ抽出物液剤、混合生薬抽出物液剤、ワックス水和剤、展着剤(ガゼイン又はパラフィンを有効成分とするもののみ)、二酸化炭素くん蒸剤(保管施設使用のみ)、ケイソウ土粉剤(保管施設使用のみ)、食酢、燐酸第二鉄粒剤、炭酸水素カリウム水溶液、炭酸カルシウム水和剤(銅水和剤の薬害防止に使用するのみ)、ミルベメクチン乳剤、メルベメクチン水和剤、スピノサド水和剤、スピノサド粒剤、還元澱粉糖化物液剤、次亜塩素酸水